

令和8年度有害大気汚染物質等モニタリング調査結果（速報値）

1 調査概要

本市では、大気汚染防止法第22条第1項^{※1}の規定に基づき、市内の有害大気汚染物質^{※2}並びに水銀及びその化合物のモニタリング調査を毎月実施しています。

調査は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省 水・大気環境局 大気環境課）」に定める方法で行います。

※1 大気汚染防止法第22条第1項：都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

※2 「有害大気汚染物質」の定義： 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）〔大気汚染防止法第2条第15項〕

2 調査日

4月分：	令和 8年 4月14日（火）～15日（水）	10月分：
5月分：	令和 8年 5月12日（火）～13日（水）	11月分：
6月分：	令和 8年 6月10日（水）～11日（木）	12月分：
7月分：		1月分：
8月分：		2月分：
9月分：		3月分：

3 調査地点

- (1) 八幡小学校
- (2) 旭小学校
- (3) 神田小学校（５月、８月、１１月及び２月に実施）

4 測定結果

各調査地点における測定結果（濃度）は、下表のとおりです。

＜測定結果について＞

・濃度の表示

() : 検出下限値以上 定量下限値未満

< : 検出下限値未満

・1年平均値の算出

1年平均値は、各測定月の値を算術平均したもの。検出下限値未満の場合は、その値の1/2の値を用いる。

・測定結果の評価

評価は、1年平均値で行う。

(1) 八幡小学校

[illegible]

(2) 旭小学校

[illegible]

(3) 神田小学校

[illegible]